

令和7年度「富山県所有者のいない猫の不妊去勢手術推進事業補助金」の 実施について

1 対象となる猫

富山県内（富山市を除く。）に生息する猫で、所有者がいないことが明らかである猫
※ただし、飼い猫は対象になりません。

2 補助金の額

① 不妊手術（メス）

卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出する手術 1頭につき最大 10,000 円

② 去勢手術（オス）

精巣を摘出する手術 1頭につき最大 10,000 円

※ただし、手術費用が 10,000 円に満たない場合は、手術費用全額が補助の対象になります。

3 手続の流れ

① 申請前の事前相談

交付申請を行う前に、申請頭数や実施時期等について生活衛生課までご相談ください。申請予定内容をお聞きした上で、予算の執行状況により申請頭数や交付決定時期の調整をさせていただく場合があります。

② 交付申請

下記の書類を生活衛生課までご提出ください。

手渡しもしくは郵送で受け付けますが、郵送の場合は申請内容の訂正等が必要な場合に、交付決定通知までに時間がかかる場合があります

また、令和3年度からは、既存の事業とは別に「地域猫活動推進事業」を実施しています。事業ごとに必要な書類が異なりますので、ご注意ください。

所有者不明猫繁殖制限事業（既存事業）

所有者のいない猫の繁殖制限を推進するため、不妊去勢手術や譲渡活動等を行う事業

地域猫活動推進事業（令和3年度からスタート）

所有者のいない猫を地域の理解と協力を得て、地域猫活動を行う事業

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 誓約書（様式第3号）

(4) 地域猫活動計画書（様式第6号）（地域猫活動推進事業のみ）

③ 手術実施

②の申請書等の審査後、生活衛生課から「補助金交付決定通知書」をご郵送いたしますので、手術実施予定期間内に手術を実施してください。

<注意事項>

- (1) 交付決定前の手術は補助の対象外となりますのでご注意ください。また、期間内に手術が間に合わない場合は、生活衛生課まで必ずご連絡ください。
- (2) 不妊去勢手術時は、猫に片方の耳端のV字カットを受けてさせてください。
- (3) 手術前後の写真が必要になります。手術後の写真は耳カットされた部分がわかるよう撮影してください。
- (4) 手術時の領収書は、不妊去勢手術に要した費用がわかるよう内訳を記載したものとし、宛名を申請者個人氏名（団体名のみは不可）としてください。

④ 実績報告

下記の書類を手術の終了後1ヶ月以内（又は交付年度の3月31日のいずれか早い日まで）にご提出ください。

- (1) 実績報告書（様式第4号）
- (2) 事業報告書（様式第5号）
- (3) 不妊去勢手術の領収書
- (4) 手術前の猫の写真
- (5) 手術後の猫の写真（耳カット実施状況がわかるもの）
- (6) 地域猫活動報告書（様式第7号）（地域猫活動推進事業のみ）
- (7) 餌場・トイレの設置場所の図面及び写真（地域猫活動推進事業のみ）

⑤ 補助金請求申請

④の実績報告書等の審査後、生活衛生課から「補助金額確定通知書」及び「補助金請求書」をご郵送いたしますので、その請求書に振込口座等の必要事項をご記載のうえ、生活衛生課までご提出ください。

【お問い合わせ先】

・ 富山県厚生部生活衛生課食品乳肉係
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076-444-3230 FAX 076-444-3497
Email aseikatsueisei@pref.toyama.lg.jp